

令和8年9月7日

鳥羽水環境保全センター 水処理施設実施設計委託(その8)の入札における低入札価格調査について

令和8年9月7日(月)公告の「鳥羽水環境保全センター 水処理施設実施設計委託(その8)」(以下「本件入札」といいます。)は、低入札価格調査の対象とします。

調査基準価格を下回る価格で入札された事業者は、以下に掲げる調査関係資料(以下「資料」といいます。)を2部、令和8年10月26日(月)の午後3時までに契約会計課へ提出してください。ただし、調査辞退届(様式自由)を期限内に提出された場合は、資料が提出されたものとみなします。

資料を期限内に提出されない場合は、理由の如何を問わず、入札参加資格を取り消し、当該事業者には京都市上下水道局競争入札参加停止取扱要綱により参加停止の措置を行います。

また、低入札価格調査は、資料の審査を経て、入札の責任者(代表者や業務責任者等)から事情聴取を行うことにより、契約相手としての適格性を判断することになりますが、不適格とみなす事例等を以下に掲げておきますので、参考にしてください。

なお、資料の提出に当たっては、次の事項に御留意ください。

- 低入札価格調査において提出された資料は、提出期限後の差替え及び再提出を認めません(ただし、調査の内容により、本局が必要と認め、入札の責任者に指示する場合はこの限りではありません。)ので、十分に精査のうえ、提出してください。
- 再委託先等の見積りが極端に安価である場合など、調査の必要上、本局から再委託先等へ直接問い合わせることがありますので、あらかじめ御承知おきください。

提出すべき調査関係資料
1 調査基準価格を下回る価格で応札した理由
2 積算内訳書(積算の根拠が分かる詳細なもの)
3 配置予定の管理技術者、照査技術者、土木担当技術者及び建築担当技術者の手持ち業務の状況を記載した書類
4 再委託先からの見積書、請書等(単価、数量、規格等の内訳が記載されたもの。)
5 配置予定の管理技術者、照査技術者、主任技術者及び担当技術者の実務経験等を証する書類
6 許可や資格等を証する書面
7 過去2年間の決算関係書類(法人の場合は「決算書」、「貸借対照表」及び「損益計算書」の写し、個人の場合は「確定申告書(収支内訳書を含む。)」の写し

不 適 格 事 例
1 必要な提出書類が欠落しているとき 2 提出書類に不備があるとき 計算間違い、見積書等の印鑑漏れや日付の不整合、見積書の不適正な修正、重要事項の欠落等 3 提出書類に不整合があるとき 入札額と積算内訳書の不一致、技術者の差替え、再委託先等の見積額が積算内訳書の該当金額を上回っている場合等 4 業務内容を正しく把握していないとき 指定外の方法、規格又は機材等を採用している場合や数量等を誤っている場合など 5 業務全体の実施体制の裏付けを確認できないとき 再委託先の見積書の欠落又は自社で実施するとしても必要な資機材や従事者等を示せていないなど、すべての業務内容についての実施体制の裏付けを確認できないとき 6 法令遵守の点で疑義があるとき 7 適正に業務履行できることを確認できないとき 行程管理を含む適正な業務内容の履行と品質の確保、安全管理の徹底等の観点において疑義が生じる場合

※ なお、再委託（本件業務に係る義務の履行を第三者に委託すること）については、本局の文書による承認を得なければ行うことができませんので、御留意ください。